群馬県適正化通信 NO.174-1(令和５年２月号)

改善基準告示の改正について〔 第１回目 〕

自動車運転者の労働時間等の規制は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下、改善基準告示という。) により拘束時間、休息期間等の基準を設けて遵守を図ってきたところですが、道路貨物運送業においては依然として長時間・過重労働が課題になっています。

また、適正化通信Ｎｏ．１６３号（令和４年３月号）でもお知らせしておりますが、令和６年４月１日からは、自動車運転業務に従事する者についても年９６０時間の時間外労働の上限規制が適用されることとなります。

こうした状況の下、厚生労働省では上限規制を踏まえた時間外労働の削減や過労死等の防止の観点から、各事業者における労働時間管理体制の構築、発荷主・着荷主との交渉を含めた労働環境の改善などを目的として、令和４年１２月２３日付けで改善基準告示を改正し、令和６年４月１日から適用することとしています。

適正化通信では、今回「拘束時間」、「休息期間」、「拘束時間・休息期間の特例」について、次回「運転時間」「連続運転時間」、「予測し得ない事案」、「休日労働」についてお知らせします。雇用者の皆様はもとより、労働組合や労働者の皆様には、本改正内容を踏まえ、令和６年に向けて今から法令遵守に向けて準備等取組みをお願いします。

【 改正内容 】

Ⅰ． 拘束時間

	１年	１ヶ月	１日
現行	３，５１６時間以内	２９３時間以内 【例外】 労使協定により１年のうち６ヶ月までは年間３，５１６時間を超えない範囲内で３２０時間まで延長可	１３時間以内 最大１６時間以内 （１５時間超は週２回以内）
改正後	３，３００時間以内 （例１参照）	２８４時間以内 （例１参照）	１３時間以内 最大１５時間以内 （１４時間超は週２回までが目安） （例３参照）
	【例外】 労使協定により１年のうち６ヶ月までは年間３，４００時間を超えない範囲内で１ヶ月３１０時間まで延長可 この場合、１ヶ月時２８４時間を超える月が３ヶ月を超えて連続しない、かつ、１ヶ月の時間外労働及び休日労働の合計時間１００時間未満となるよう努める（例２参照）		【例外】 １週間の運行が全て長距離貨物運送（一の運行の走行距離が４５０km以上)、かつ、一の運行の休息期間が住所地以外の場所の場合、当該１週間の２回に限り最大拘束時間１６時間とすることができる （例５参照）

【例１】１ヶ月の拘束時間の原則

【例２】１ヶ月の拘束時間の例外 ※労使協定の締結が必要

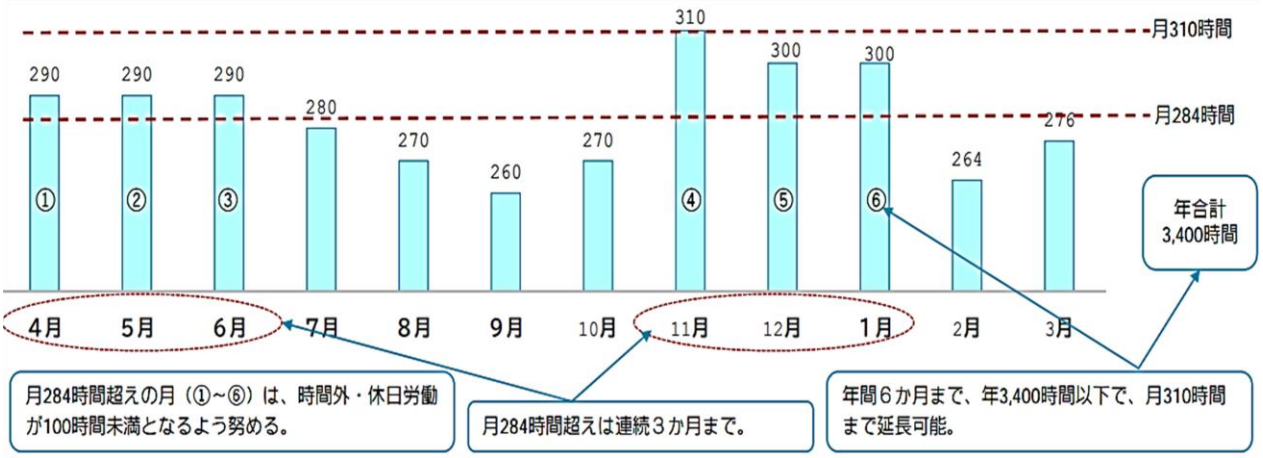

Ⅱ．休息期間

現行	継続８時間以上 運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息より長くなるよう努めること
改正後	継続１１時間以上（継続９時間を下回らない）（例３・例４参照） 【 例外 】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、当該１週間の２回に限り継続８時間以上可 この場合、一の運行終了後、継続１２時間以上の休息期間を与える（例５参照）

【例３】１日の拘束時間・休息期間の原則

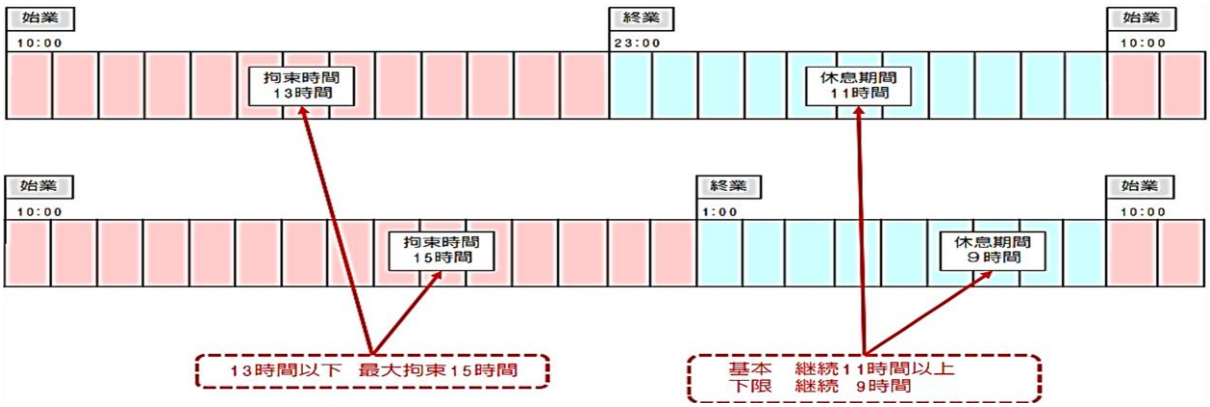

【例４】休息期間の考え方

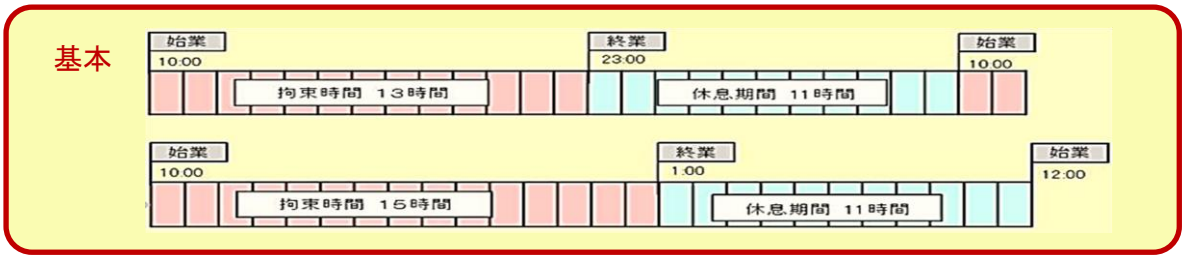

【例５】１日の拘束時間・休息期間の例外

１週間における運行がすべて長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合は、当該１週間について２回に限り、最大拘束時間は16時間とし、休息期間は継続８時間以上。

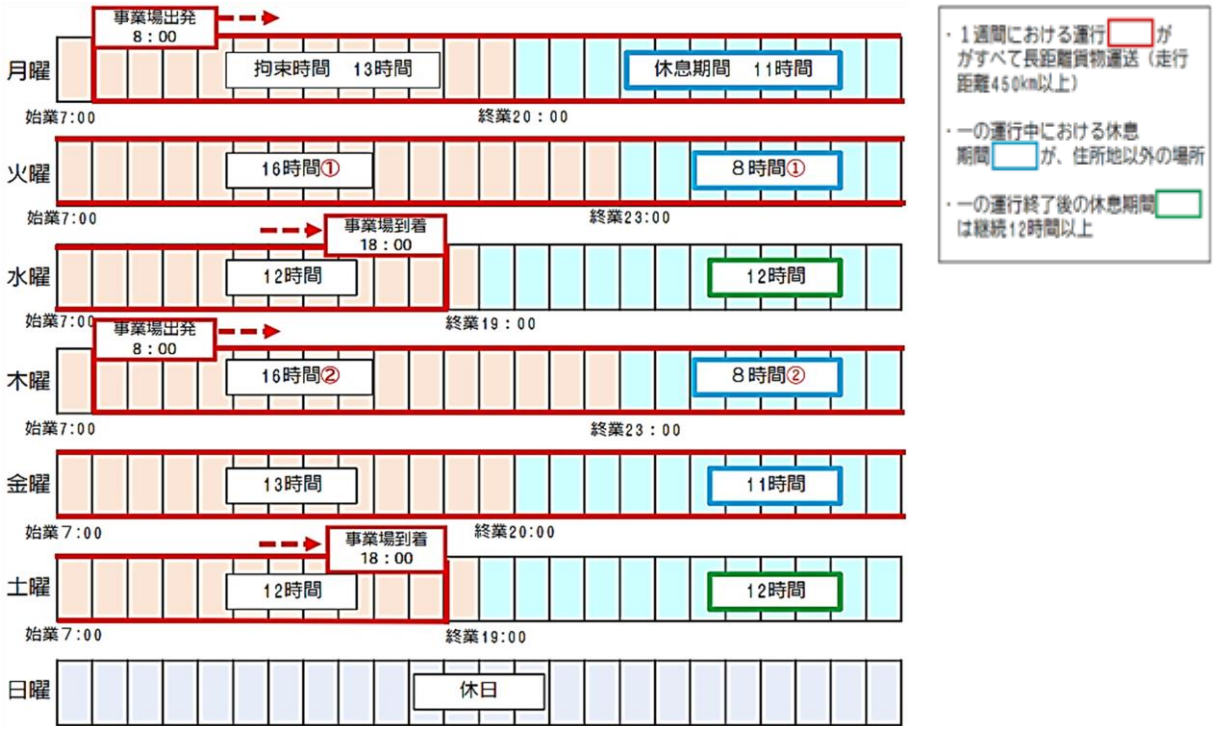

Ⅲ．特例　（１）分割休息

現行	業務の必要上やむを得ない場合に限り、当分の間、１回当たり継続４時間以上、かつ、合計１０時間以上の分割も可（一定期間における全勤務回数の１／２が限度）
改正後	業務の必要上、勤務終了後、継続９時間以上（宿泊を伴う長距離貨物運送の場合は継続８時間以上）の休息が困難な場合、次に掲げる要件を満たすものに限り、一定期間（１ヶ月程度を限度）における全勤務回数の２分の１を限度に拘束時間の途中及び経過直後に分割休息可 （例６参照） ・１回当たり継続３時間以上で２分割又は３分割 ・１日２分割は合計１０時間以上、３分割は合計１２時間以上 ・３分割する日が連続しないよう努める

【例６】分割休息

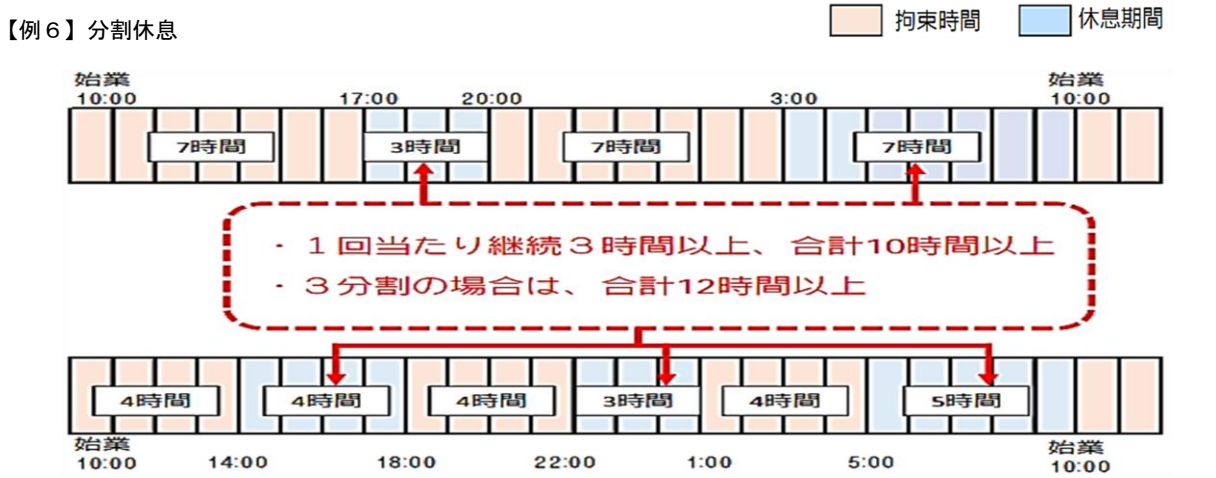

Ⅲ．特例　（２）２人乗務

現行	２人乗務（ベッド付）の場合、１日の最大拘束時間は２０時間まで延長でき、休息期間は４時間まで短縮できる
改正後	**２人以上乗務する場合、車両内に身体を伸ばして休息することができる設備があるときは、拘束時間を最大２０時間まで延長可、休息期間を４時間まで短縮可** ただし、自動車運転者の休息のためのベッド又はこれに準ずるものとして局長が定める設備※に該当し、かつ、勤務終了後継続１１時間以上の休息期間を与える場合は拘束時間を最大２４時間まで延長可 この場合、８時間以上の仮眠時間を与える場合は拘束時間を２８時間まで延長可 （例７参照） ※　次のいずれにも該当する車両内ベッドのみが対象 ①　長さ１９８cm以上、かつ、幅８０cm以上の連続した平面 ②　クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるもの

【例７】２人乗務（①②の要件を満たす車両内ベッド等において８時間以上の仮眠時間を与える場合）

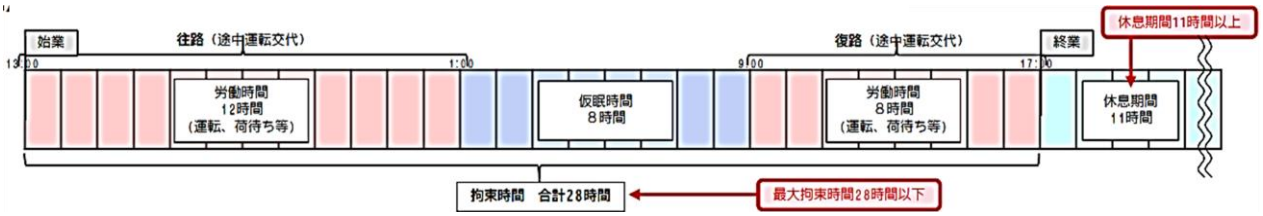

Ⅲ．特例　（３）隔日勤務

現行	２暦日で２１時間以内、かつ、勤務終了後、継続２０時間以上の休息期間の付与が要件 ２週間で３回までは２４時間までの延長が可能。（夜間４時間以上の仮眠が必要） ただし、２週間で総拘束時間は１２６時間以内が要件。
改正後	変更なし

Ⅲ．特例（４）フェリー

現行	フェリー乗船時間は原則として休息期間として取り扱い、付与すべき休息期間から減算できる 減算後の休息期間は２人乗務の場合を除きフェリー下船時刻から勤務終了時刻までの時間の２分の１を下回ってはならない フェリー乗船時間が８時間※を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される ※２人乗務の場合は４時間、隔日勤務の場合は２０時間
改正後	変更なし

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関
電話　０２７－２１２－８８２１